

令和8年度 岡崎市立緑丘小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けての基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」（いじめ防止対策推進法第2条）。つまり、いじめの判断は、行為としてのいじめの有無を取り扱うだけのものではなく、被害児童生徒の精神的苦痛に寄り添った判断が求められる。また、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」等を活用し、組織的に判断していく。

2 いじめ防止対策組織

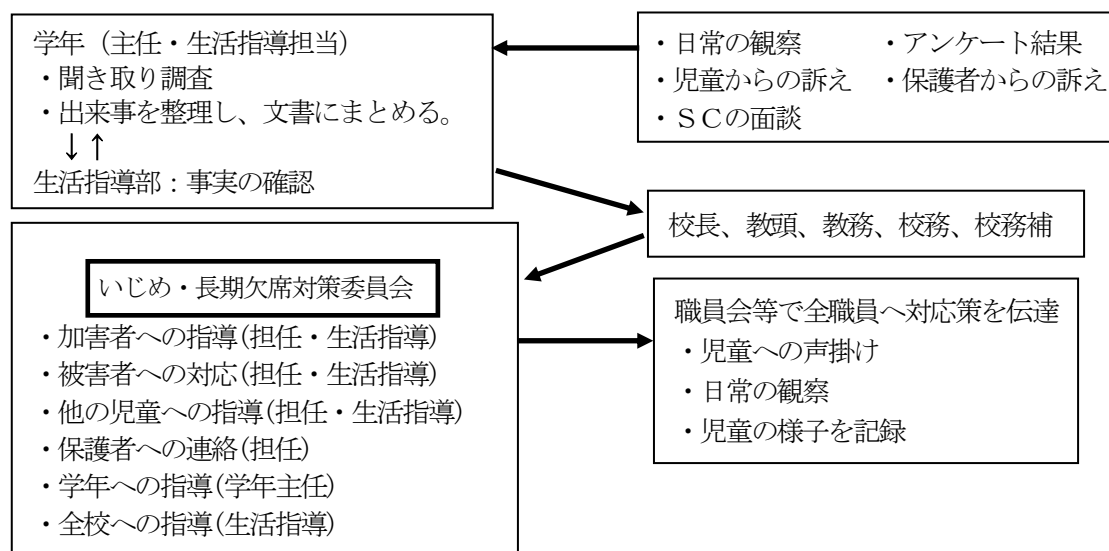
(1)「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置

〈構成員〉 校長、教頭、教務主任、校務主任、校務補佐、生活指導担当、養護教諭、学年主任
スクールカウンセラー（以下SC）、その他関係職員（担任等）

※必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

〈役割〉「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

【いじめが起きたときの組織的対応について】



3 令和8年度の取組

(1)昨年度のいじめの実態や対応から明らかになった課題

- ①生活アンケートによる児童の状況把握により、早期発見がいじめの解決につながる事例があった。また、生活アンケートの記述以外でも、保護者からの連絡帳や児童本人からの訴えでいじめられているという相談があり、迅速な対応をとることができた。
- ②担任や学年主任が生活指導担当や役職者に伝えずに対応していたため、管理職が実態を知らず、保護者との対応で初めていじめの実態を知ることがあった。

(2)課題を解決するための今年度の取組

- ①子供が困っていることや悩んでいることを素直に打ち明けられるよう、担任をはじめとする教職員との信頼関係を構築することを大切にしたい。

【具体的な取り組み】

- ・日頃から積極的に子供と関わり合い、互いに信頼し合える関係を築く。
- ・休み時間は、子供の本音や思いを聞くことができる時間と捉え、一緒に遊んだり会話を楽しんだりする。
- ・生活アンケートの実施方法を、選択肢だけでなく、児童が自分の思いを記述できるように配慮する。
- ・アンケート実施後の面談を、担任だけでなく、必要に応じて他の教職員とも行うことができるようにする。

②保護者の不信感を生まずに信頼を得るために、全職員が情報を共有するようにしたい。

【具体的な取り組み】

- ・担任のみで事案の大小を判断せず、学年主任や生活指導担当に相談、報告をこまめに行い、また、事案について書類やデータに残すようにする。
- ・職員会議などで、気になる児童や問題行動の報告する時間を取り、全職員が事案について周知できているようにする。

③いじめの知識や意識に違いがあることにより、適切な対応や支援ができなくなったり、対応に遅れが生じて重大事態へとつながってしまったりする恐れを防ぐため、教職員で共通認識をもてるようにする。

【具体的な取り組み】

- ・いじめ防止基本方針について教職員で共通理解を図り、いじめの定義を再確認し、いじめ防止を防ぐ。
- ・いじめ防止に関する行内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- ・いじめ事案への対応は学年、学校全体での相談体制を整え、組織的に進める。

4 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施し、いじめ・長期欠席対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。
- (3) 年間計画の見直しを図る。

5 いじめの防止等に関する具体的な取組

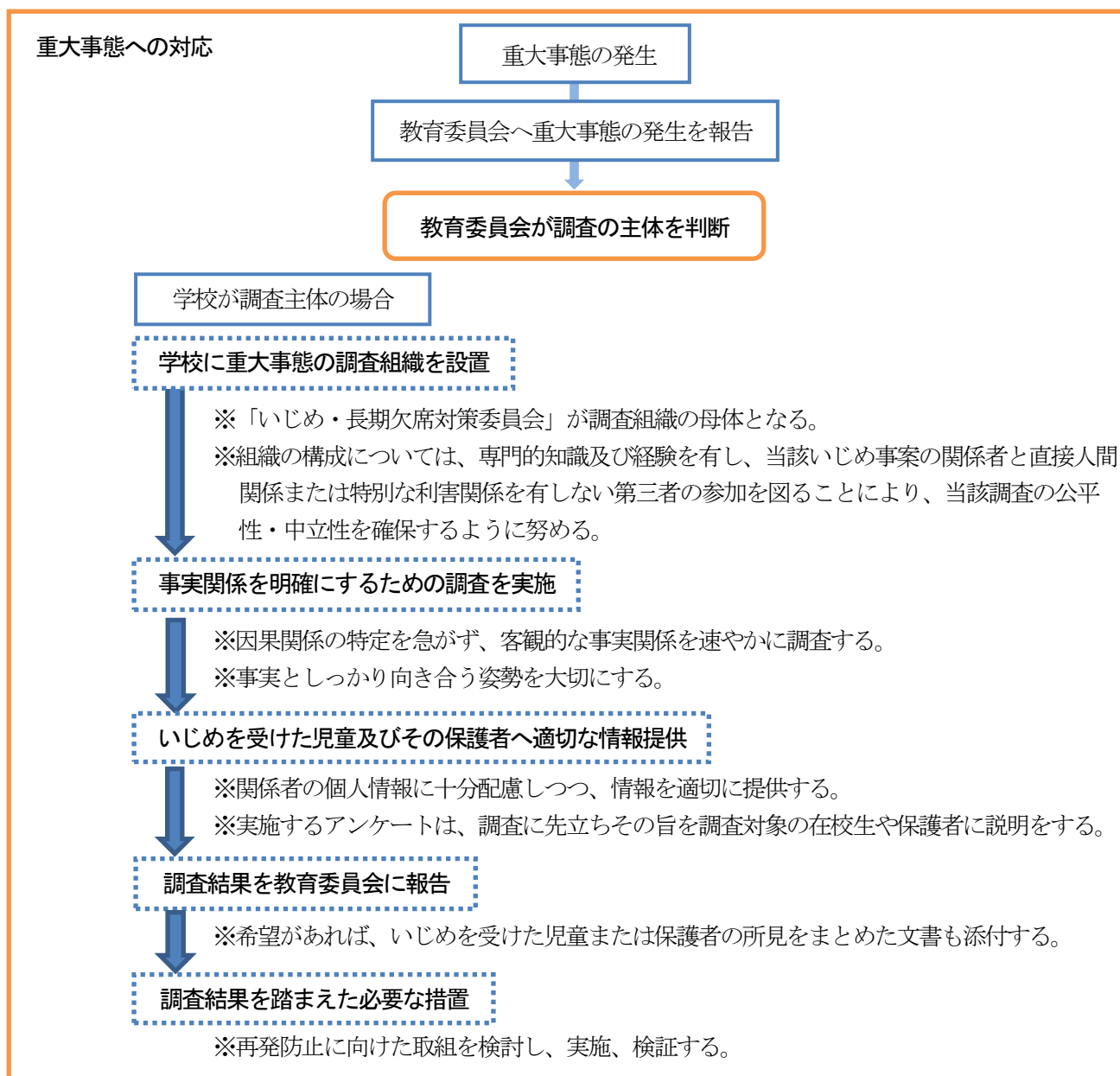
第1段階 未然防止	(1) いじめの未然防止の取組 ○問題が起きる前に起きにくい環境をつくり、資質を育てる ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。 イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。 ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。 エ 情報モラル教育を推進し、児童がSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、SNS上のいじめの加害者、被害者とならないよう継続的な指導を進める。 オ 児童の学級委員会や専門委員会を活性化し、児童と共にあいさつ運動等を盛り上げ、自主的で明るい雰囲気を作る。
第2段階 早期発見	(2) いじめの早期発見・早期対応の取組 ○問題になりそうな児童の早期発見や兆候の見られる児童への早期対応 ア 生活アンケートや教育相談を定期的に実施（年7回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。 イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。 ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童・保護者が相談しやすい環境を整える。
第3段階 事後対応	(3) いじめに対する措置 ○すでに問題化した事象に対する個別の支援 ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・長期欠席対策委員会」を中心に組織的に対応する。 イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。 ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。 エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。 オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。 カ SNS上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。 キ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り継続的な指導・支援を行う。

6 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「STOP the いじめアクションプラン」－「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。

※重大事態とは

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



<年間計画>

	いじめ・長期欠席対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓	○学級開き、学年開き ○F組やSCの児童、保護者への周知 ○ふれあい活動（校内異学年交流）	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○学校ホームページに「学校いじめ防止基本方針」を掲載 ○いじめ防止に関するチラシの配付 ○学校運営協議会
5月	D ↓	○現職研修①「児童理解と学級作り」	○生活アンケート① ○教育相談	
6月	C ↓	○情報共有・対応協議 ← ○ふれあい活動（校内異学年交流） ○学校保健委員会	○WEBQU実施（4, 5, 6年） ○生活アンケート② ○教育相談	○学校参観 ○学校運営協議会
7月	A ↓	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○情報共有・対応協議 ←		○個別懇談会 ○健全育成協議会
8月	P ↓	○中間評価→検証	○長期休業明けのアンケート③	
9月	D ↓	○情報共有・対応協議 ←	○身体測定 ○生活アンケート④ ○教育相談	○学校参観
10月	C ↓	○現職研修②「ケーススタディ」		○学校運営協議会
11月	A ↓	○情報共有・対応協議 ← ○ふれあい活動（校内異学年交流） ○山の学習（5年） ○修学旅行（6年）	○WEBQU実施（4, 5, 6年） ○生活アンケート⑤ ○教育相談	○学校評議委員への学校行事・授業の参観 ○健全育成協議会 ○学校参観
12月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間 ○人権標語づくり	○個別懇談会 ○保護者への学校評価アンケート ○学校運営協議会
1月		○保健指導・道徳教育（命の大切さ）	○身体測定 ○長期休業明けのアンケート⑥ ○教育相談	○学校参観
2月	P へ	○自己評価 ○情報共有・対応協議 ← ○ふれあい活動（校内異学年交流） ○学習発表会	○生活アンケート⑦ ○教育相談	
3月		○学校運営協議会での評価結果の検証、基本方針の見直し ←		○学校運営協議会で外部評価を受ける。
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○健康観察の実施 ○SCによる相談	○あいさつ運動